

科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成25年6月10日現在

機関番号: 14201 研究種目:基盤研究(C) 研究期間:2010~2012 課題番号:22530335

研究課題名(和文) 戦後西ドイツ高度成長期の信用構造と金融システムに関する史的研究

研究課題名(英文) Banking System between Reconstruction and Competition in West Germany 1948-1968

研究代表者

三ツ石 郁夫 (MITSUISHI IKUO) 滋賀大学・経済学部・教授 研究者番号:50174066

研究成果の概要(和文):本研究課題の主要資料である「銀行業における競争の歪み調査報告書」等の分析・検討に基づいて、戦後西ドイツの銀行3業態(信用銀行、貯蓄銀行、信用協同組合)は1950年代後半以降回復し、競争条件の不均衡をめぐって対立を深めたこと、「銀行業調査」の議論の中で貯蓄銀行に対する優遇税制(一部)と利子率規制に関する競争協定が1967年に廃止されたこと、これらによって銀行業における「公正な」競争条件の整備と実際の市場競争過程が深化したことを明らかにした。

研究成果の概要(英文): This study analyzes the structural conditions and order of competitiveness in the banking industry in West Germany among the commercial bank, savings bank and credit cooperative sectors in the postwar period of high economic growth, from currency reform in 1948 to the end of the 1960s. The Federal Government took measures to abolish some competitive privileges of savins bank sector in the second half of the 1960s, but its business principles for public and regional interests were closely connected to the economic order of Germany.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2010年度	1, 400, 000	420,000	1,820,000
2011年度	700,000	210,000	910, 000
2012年度	400,000	120,000	520,000
年度			
年度			
総 計	2, 500, 000	750,000	3, 250, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:経済学、経済史

キーワード:金融システム・ドイツ・社会的市場経済・競争制限禁止法・貯蓄銀行

1. 研究開始当初の背景

第二次大戦後におけるドイツ連邦共和国 (以下、西ドイツ)の高度経済成長がいかな る要因によって達成されたかについては、こ れまで大きく見て3つの観点から説明がなさ れてきた。第一は、A.ミュラー=アルマック らによって提唱されL.エアハルトによって 実践されたいわゆる「社会的市場経済」の新古典派的経済パターンを重視する観点であり、その原則に基づく経済政策が戦後成長をもたらしたとするものである。この見方がドイツ経済発展における戦前と戦後の断絶性を意味するのに対して、第二の立場は、W.アーベルスハウザーによって代表されるよ

うに、19世紀以来のドイツ資本主義の発展要因としての「生産の社会的体制」の連続性を重視するものであり、その観点のもとにドイツの「コーポラティブな市場経済」の発展経路において戦後経済が再建され成長を達成したとする。第三の観点は、これら二つの見方を批判する立場である。L.リントラーやM.シュペーラーはドイツの戦後成長を他のヨーロッパ諸国の経済成長に共通する戦後復興と市場経済の発展(戦後各国資本主義の収斂)として捉えようとするものである。

研究代表者はこれまで第二次大戦前のドイツ資本主義における銀行業の構造分析を 貯蓄銀行に重点を置きつつ行ってきた。それらの研究分析から、貯蓄銀行とドイツ金融システムが資本主義発展において独自な意義と役割を担ってきたことを明らかにししたが、それらを背景として、ドイツの戦後を 度経済成長過程においては、戦前までの資本主義の金融構造がいかなる連続と断絶にコッパ的戦後復興と市場経済の発展のなかで特徴づけられるかについて明らかにすることが課題となっていた。

2. 研究の目的

本研究は、ドイツ資本主義発展の戦後的形 態を金融的側面から検証するために、1950 年代初めから始まる西ドイツ高度成長期の 後半期(1960年代)において連邦政府が実 施し 1968 年 10 月に連邦議会に提出された 「金融業における競争の歪み調査ならびに 預金保証調査に関する連邦政府報告書」を主 要な研究資料として、第一に、民間銀行、貯 蓄銀行、協同組合銀行からなる西ドイツ諸銀 行業態が戦後の金融業においていかなる市 場競争を繰り広げ、銀行(貨幣資本)による 信用構造を構築していたか、第二に、これら 銀行業を含む金融システムが金融関係諸立 法・諸政策といかなる関係にあり、そのこと は産業に対する信用機能にいかなる特質を 与えたか、そして第三に、これら貨幣資本の 存在形態と信用機能ならびに資本循環シス テム全体が、戦後西ドイツ経済の世界的編成 のなかで、いわゆる「経済の奇跡」や「社会 的市場経済」とよばれるドイツの成長経済秩 序にいかに関わっていたかを解明すること を目的とした。

3. 研究の方法

上記の調査報告書、並びにそれに関連する 資料は、平成22年度と23年度の2度にわた るドイツ連邦文書館(ドイツ・コブレンツ市) ならびに平成23年度におけるドイツ連邦銀 行資料室(ドイツ・フランクフルト市)での 資料調査によって収集し、この資料の解読・ 分析と並行して関係研究者と意見交換をす ることによって研究方法・視角を検討し研究 を進めた。

この過程の中で、研究の焦点を研究目的に合わせて次の3点に当てることにした。第一に、戦後直後における連合国側の「銀行集中排除」方針が1950年代のうちに「集中政策」へと転換し、銀行3業態が再建され、同時に1962年の信用制度法改正までに金融関係に1962年の信用制度法改正までに金融関係諸立法と諸制度が整備されていくことに関係する制度・政策研究、第二に戦後から1960年代までのドイツの主要な銀行3業態である目信用銀行、貯蓄銀行、信用協同組合の信用政策と信用構造の展開に関する実態研究、そして第三に、1960年代における3業態間の銀行競争に関する市場経済秩序研究である。

これらの研究を通じて、上記の戦後西ドイツ経済成長の諸要因に関する問題を金融システムと銀行競争の側面から再評価することにした。

4. 研究成果

(1) 制度政策的展開

① ベルリン大銀行の「復活」

1949年9月から10月にかけて東西両ドイツ国家が成立した後、西ドイツ経済は朝鮮戦争によるブームを経てしだいに成長過程を開始した。この時期の成長要因として、輸出は重要な役割を果たしたが、占領期の集中排除政策によって地域的に解体されていた旧「ベルリン大銀行」は輸出金融にかかわることが難しかった。

そこで、ベルリン大銀行後継銀行の統合を 法的に制限していた 52 年の「営業地域法」 が、56 年 12 月、「金融機関営業地域制限廃 止法」によって廃止されたのち、後継銀行の なかでは、まずドイチェ・バンクが 57 年 4 月の株主総会によって同年1月に遡って、ド レスナー・バンクは 57 年 5 月末に統合成立 した。コメルツ・バンクは翌 58 年 10 月に同 じく統合成立した。これらによって、戦前の ベルリン大銀行が正式に復活した。

② 貯蓄銀行改革

1948 年 6 月の通貨改革直後から、貯蓄銀行・州立振替銀行(GZ/LB)の全国「連合組織」(Arbeitsgemeinschaft)は 1953 年初め、連邦レベルの貯蓄銀行法改革を実現した。そこで示された理念は、第一に、市場競争する他の金融機関業態のあり方を参考として貯蓄銀行を競争可能とすること、第二にそれに関連して、株式法を見据えて必要となる組織管理機能を整備することであった。そのために必要な具体的改革として、新たに「役員会」と「評議会」を設置し、さらにこの模範定款の核心として、貯蓄銀行人事の自治を決めた。

模範定款はより商業的な銀行経営を目指した基準法であったが、実際の営業活動においては、なお多くの制限が課されていた。それは、第一に信用にかかわる制限であり、たとえば信用限度額制限や信用保証に関する等級づけの方法であり、第二に剰余金が出た場合の利用(共益的な利用に限定)に関わる承認手続きである。さらにこれらとは別に1931年の大統領緊急令によって、貯蓄銀行は流動性規制、抵当信用割当、そして貯蓄銀行は流動性規制でされていた。当面、貯蓄銀行組織は模範定款を基準としながら規制廃止を目指し、各州の貯蓄銀行法は1954年以降整備された。

③ 1961年信用制度法改正

上記の過程を経て、金融業は 1950 年代後半以降、自由競争の段階に入っていた。1957年、競争制限禁止法とドイツ連邦銀行法が相次いで制定されたが、前者ににおいて法律適用除外領域とされた金融業については、連邦銀行法によって連邦銀行が銀行監督を担当した。

さらに、戦前の規制的性格をもつ 1939 年 信用制度法は、戦後の競争市場に適合的な法 体系に改正するために、1961 年改正された。 その要点は、第一に、それまで州に権限が与 えられていた銀行監督業務が連邦に移され、 連邦経済省の管轄として新たに独立の連邦 信用制度監督局が設置された。このためには 57 年に設立された連邦銀行との協力も明記 された。第二に、自己資本と流動性に関する 規定、第三に利子・手数料等の信用条件とそ の広報について、第四に外国銀行の国内支店 設置について、そして第五に債務証書に関す る規定である。

このなかで本研究課題との関連で重要な改革は、貯蓄銀行、信用協同組合を含むすべての金融機関が連邦信用制度監督局によって共通の銀行監督のもとにおかれたこと、ならびにそれまで貯蓄銀行に課されていた流動性制限と抵当信用割当、そして自治体信用禁止が廃止されたことである。こうして金融機関全体にわたる同一の競争条件が法的に整備された。

(2) 実態的展開

① 1950 年代の信用構造変化

西ドイツ高度成長初期の金融市場では、長期信用を扱う資本市場はなお戦後の混乱から立ち直っておらず、信用はむしろ短期信用中心に展開していた。

1950年から70年までの期間に金融機関が 民間企業と中央政府・地方自治体に対して貸 し付けた信用残高の増加傾向を短期・中期・ 長期の期間別に検討すると、通貨改革以降、 信用残高総額は急速に増加していたが、とく に50年代半ばにかけて一層増加傾向に拍車 がかかっており、1950年から60年までの10年間に約6倍に、60年から70年までの10年間に約3倍に増加した。

そのなかで、50年代初めに約半分を占めた短期信用では、企業向けには帳簿信用と手形割引が中心であり、公的団体に対しては国庫証券などである。50年代半ば以降、資金形成の進行と金利低下を背景にして、長期信用が大幅に増加し60年代には信用残高のほぼ3分の2を占めるに至った。こうした信用期間のシフトは各金融機関セクターの業務構成にも影響を与えた。

産業信用としては、50年代においては資金 調達は自己金融による方法の割合が高く、十 分な長期資金が不足している場合には、短期 信用を繋いで資金需要を満たしていた。

1958 年、おもに中間層企業を対象とした 小口信用の上限額が 600DM から 2,000DM に引き上げられたが、このことは貯蓄銀行に とって対人信用の拡大に有利に作用した。他 方で、信用銀行もこの時期から個人顧客を対 象とした業務を拡大し、信用協同組合と合わ せて競争激化の要因を形成した。

② 貨幣資本形成の進展

1950 年から 66 年までに、国民総生産は市場価格で 980 億 DM から 4810 億 DM へと増加し、同時に国民所得は 750 億 DM から 3629 億 DM へと増加した。とくに労働所得はこの間に年平均 8.1%のテンポで増加した。

この期間におけるとくに高い経済成長率と所得増加は、貨幣資本形成に大きく貢献した。金融機関全体の貯蓄を預金種類別に検討すると、1950年代初めまでの金融市場が不安定な時期においては、普通預金がもっとも大きな割合を占め、また定期預金でも期間1年までの定期が約半分を占めている。これに対してより長期の貯蓄預金は50年代半ばごろから急速に増加し始め、70年には貯蓄総額の約半分を占めるに至った。

所得増が実際に貯蓄増加に結びつくことには二つの要因が作用していた。第一に、1957年から労働者・職員に対する賃金・給与の口座振込が急速に拡大し、それに伴ってとくに貯蓄銀行での口座開設が増加し、それが貯蓄預金の増加につながったことである。第二に政府の資産形成支援政策が様々な形で展開していた。

貯蓄預金業務は、本来、貯蓄銀行と、部分的には信用協同組合の業務であったが、50年代後半に急速に増大する預金額に対して、信用銀行もその獲得に乗り出さざるを得なくなった。民間個人顧客の現出はここでも競争的な対立関係が始まる背景を生み出していた。そのことは別に表現すれば、50年代後半には、戦後ドイツの経済発展に対応した金融機関諸セクターの業務活動の収斂傾向が始まったことを意味している。

③ 金融機関セクターのシェアの変化

各業務における金融機関セクターの市場 シェアの変化を高度成長開始期、銀行競争開 始期、高度成長終了期について検討すると、 高度成長開始期において、資産では信用銀行 と貯蓄銀行両セクターがほぼ同じ3割を占め、 信用協同組合はほぼ8分の1の割合を占めて いた。与信・受信業務においては、信用銀行 は短期信用と普通預金業務に重点を置き、貯 蓄銀行は長期信用と貯蓄預金業務に重点を 置いてスタートしていたが、ドイツ金融市場 と経済成長のあり方に関係しつつ、競争開始 期以降、しだいに相互の領域に侵入すること によって3セクターは対立を深めていくこと になった。1960 年代初頭には各金融機関セ クターの間では、競争の法的制度的条件が公 平化され、また相互の業務構成が、相互の特 徴を残しつつ同一方向へ収斂していた。この とき、不平等な競争条件として残されている 諸領域は、金融機関にとって重大な問題とし て意識され、それが 1961 年連邦議会での調 査要請決議につながったのである。

(3) 市場競争的展開

① 「競争の歪み」調査の展開過程

西ドイツ銀行業に関する競争調査は 1961 年 3 月 16 日、信用制度法制定時に連邦議会 が連邦政府に対して、「金融業の諸セクター (業態)の間での競争が特定金融機関に対す る法律的な、また行政的な優遇によって歪め られているか、また歪められているとすれば それはどれほどのものか」について調査を依 頼したことから開始された。

このような調査が始まる直接の背景は、同 法案の審議過程において、信用協同組合と信 用銀行が貯蓄銀行に対して、その特権によっ て競争が歪められていると批判していたこ とにあった。連邦議会経済委員会において問 題とされた特権の内容とは、貯蓄銀行が税制 優遇を受けていること、被後見人資産保証の 証券・債務証書を発行していること、自治そ との間で人的つながりをもっていることである。

実際に調査が開始されたのは 1963 年 9 月 11 日であり、報告書が提出されたのは 68 年 10 月 22 日であったが、このように調査に長期間を要した理由として、調査自体に関わることのほかに別の事情も絡まり合っていた。

それは第一に65年2月と67年3月の二度にわたるいわゆる利子条例制定(利子規制の廃止)と、第二に67年における貯蓄銀行の優遇税制の廃止を内容とした第二次税制改正が関係したことである。

前者の利子規制とは、戦前の 32 年に設立 され、戦後 53 年に再建された中央信用委員 会(Zentralkreditausschuss)による連銀割 引率連動の預金貸出金利協定であり、これが 67年3月に廃止され、利率は自由化された。 金利自由化は「競争の歪み」の問題というよ りも、すべての金融機関に対して「公平に」 競争を促進する課題である。

これに対して後者の優遇税制廃止は、後述 するように、特定の金融機関の「特権」を廃 止して、競争条件を公正化するものであった。

② 調査報告書による競争の歪み評価

調査報告書における競争の歪みの検証では、まず公法金融機関の法的地位に基づく規則、つぎに信用制度法と連邦銀行に規定された規則、地方自治体と公法金融機関の人的実務的つながり、そして租税優遇規則が取り上げられ、その中での具体的な「歪み」について事実関係の整理と評価がなされている。そのなかで、次の4点が実質的な争点になっていた。

第一に、公法金融機関の法的地位に基づく 規則のなかでもっとも重要な問題は、公的機 関責任(Anstaltslast)と保証機関責任 (Gewährträgerhaftung) である。貯蓄銀行 と GZ/LB は設置自治体によってこの保証責 任を受けているのであるが、前者は金融機関 自体に対する保証、後者は金融機関の債権者 に対する直接保証である。貯蓄銀行はこの保 証によって貯蓄預金業務等を有利に展開で きているのであるが、報告書はこれらが貯蓄 銀行の本質であるがゆえに、それだけを取り 出して廃止することはできないとしている。 また、共通の銀行監督の実施によってこの保 証責任の意義は低下しているし、さらに預金 保証などによって貯蓄銀行の有利な条件は 相殺可能としている。

第二の問題は利益配当支払である。貯蓄銀行は出資資本がないことにより利益を上げて配当する必要がないために、その必要がある民間銀行と比べて競争優位になっていると批判された。これに対して報告書は、民間銀行にとって「配当義務」はけっして不利にはなっておらず、また貯蓄銀行にとってその欠如は有利に作用するのではなく、単に利潤最大化の放棄を特徴とする営業政策のあり方に過ぎないとして、民間銀行からの批判をはねつけている。

第三の問題は自治体と貯蓄銀行との間での行政実務をめぐる関係である。この問題では多くの金融機関、なかでも信用銀行と信用協同組合が貯蓄銀行に対して苦情を示している。その内容は、地方自治体の公金が貯蓄銀行に優先的に預けられ、また自治体信用が貯蓄銀行から受け入れられていること、有力を取引銀行においること、そして学校貯蓄制度においることである。報告書は、実際の行政実務によって特定の金融機関が優遇になっていることである。報告書は、優遇になっていることである。報告書は、優別になっていることである。報告書は、優別が別に対して金融機関が別に対して金融機関

を自由に選ぶ枠組みを作るように提案して いる。

そして第四の問題として、貯蓄銀行と信用協同組合に対する優遇税制があった。これについて、政府は報告書に先立って67年12月に優遇税制を修正するために第二次税制改正法を成立させている。

③ 貯蓄預金に関わる優遇税制の廃止

この問題は調査のなかでも決定的に重要な意義を持っていた。競争にとって公正中立な課税制度は原則であるが、67年以前では公法金融機関と信用協同組合に対して有利な課税制度が実施されていた。それゆえ信用銀行はとくに貯蓄銀行に対して、この問題で繰り返し批判を行い、また貯蓄銀行はこれに対して反論を試みていた。

優遇税制で問題となるのは法人税と営業税、そして財産税である。法人税では通常税率が 49%であったのに対して、貯蓄銀行では免税とされていた。同様の条件で、貯蓄銀行には営業税と財産税も免除されていた。このような税制優遇のあり方は、第一次大戦直後の1918年から22年までのライヒ税法に遡る。その当時の基本的な考え方は、第一に共同経済的観点において貯蓄銀行の貯蓄業務と信用協同組合の活動を優遇し、第二に住宅決定の経済促進的措置を実施するために公法金融機関の租税を優遇することであった。

しかしこうした本来の動機は、戦後 60 年代の競争論争の議論のなかでもはや確固たるものではなくなった。むしろ調査では、特権的な貯蓄銀行とそうでない信用銀行の間の競争が不平等に扱われているのではないかと問題にされていたのである。

そうした問題意識が浸透するなかで、貯蓄 銀行と信用協同組合の優遇税制改正が現実 に議論の対象となった。政府部内における租 税優遇措置の廃止に関する協議は、67 年 5 月 23 日に連邦財務相、経済省、内務省、連 邦銀行、および連邦信用制度監督局の担当者 が財務省に集まって行われた。そこで経済省 は優遇措置の廃止は部分的にでも必要であ るという認識を示したのである。

この議論と並行して、6月8日、「経済の安定と成長を促進する法律」が成立した。この法律は、戦後ドイツ高度経済成長からの転換を表現する重要な転換点を記すものであり、経済政策は市場経済を原則としつつ、価格と雇用と対外経済と経済成長という4つの目標を設定し、その政策手段として財政政策が重要な位置を占め、その財政収支の安定化が財政とされた。それらをまとめたのが中期財政計画であり、そのなかの一つに位置付けられたのが所得税・法人税への付加税と貯蓄銀行への課税であった。

貯蓄銀行への優遇税制廃止を盛り込んだ

法案は、その後連邦議会と連邦参議院での修正を経て、67年12月21日、「連邦中期財政計画実現のための法律」の第1部となる第二次租税修正法として成立した。この法律によって、貯蓄銀行に対して新たに35%の法人税、3.5%の租税算出基礎税率、そして経営資産の7割に対する1%の財産税が翌年1月1日から導入されることになった。1960年代における銀行業の競争論争は、報告書が68年10月に提出される直前に一つの帰結を迎えたといえる。

(4) 研究成果の総括

以上の研究成果をまとめると、次のとおり である。第一に、戦後西ドイツの 1950 年代 以降における高度経済成長のもとで、50年代 後半以降、信用銀行と貯蓄銀行が戦後直後の 銀行集中排除政策の影響から回復し、61年の 信用制度法改正による競争条件の法的枠組 み整備に前後して、銀行 3 業態(信用銀行、 貯蓄銀行、信用協同組合)は競争条件の不均 衡をめぐって対立を深めたこと、第二に、こ うした対立が「銀行業における競争の歪み調 査」のきっかけとなり、その過程においてと くに貯蓄銀行に対する優遇税制が問題とさ れ、それは調査報告書が提出される同時期の 67 年税制改革によって部分的ではあるが改 善されたこと、そして第三に、他方で 1933 年維持されていた利子率規制に関する3業態 間の競争協定は 1967 年に廃止され、以上の 過程を通じて銀行業における「公正な」競争 条件の整備と実際の市場競争過程が深化し たことを明らかにした。

この研究成果を通じて、新たに次の二つの 重要な見通しを得た。第一に、銀行業におけ る公正な競争条件を整備することを通じて、 従来の金融システムを通じた所得の社会的 再配分機能が後退し、代わって財政システム による政府が主体となる再配分システムに 移行しつつあるということ、第二に、とくに 貯蓄銀行と信用協同組合の二つのセクター については、その構成が個別金融機関・州金 融機関・中央金融機関と三層構造になってい ることにより、プルーデンス政策(信用秩序 維持政策) は個別金融機関の監督を通じたミ クロの領域と州ないし全国金融機関を対象 とするマクロの領域が有機的に調整されて いる。ここには、民間信用銀行における信用 秩序とは異なった性格が見出されるが、その ことは、その後における金融資本主義の展開 において、民間信用銀行と貯蓄銀行・信用協 同組合の間の異なった信用政策として現れ ると考えられる。この点は、さらに今後に残 された課題である。

(5) 主な収集資料・参考文献

① 一次史料

- -Bundesarchiv Koblenz, B102
- ② 公刊史料・報告書・統計
- *-Die Kabinettprotokolle der Bundes*regierung, , Boppard am Rhein.
- -Bericht der Bundesregierung über die Untersuchung der Wettbewerbsverschiebungen im Kreditgewerbe und über seine Einlagensicherung, 1968
- Bundesbank (Hg.), Deutsches Geld- und Bankwesen in Zahlen 1876-1975, Frankfurt/M. 1976.
- ③ 研究文献
- -Abelshauser, Werner, Deutsche Wirtschaftsgeschichte. Von 1945 bis zur Gegenwart, Zweite, überarbeitete und erweiterte Aufl., München 2011.
- Burghof, Hans-Peter und Galia Kondova, Kosolidierung und Wettbewerb – Das Drei-Säulen-Modell nach dem Zweiten Weltkrieg, in: Geschichte und Perspektiven des Drei-Säulen-Modells der deutschen Kreditwirtschaft (Bank- historisches Archiv, Beiheft 46), Stuttgart 2007, S.41-55.
- Hans Pohl (Hg.), Geschichte der deutschen Kreditwirschaft seit 1945, Frankfurt/M. 1998.
- Lothar Gall et.al. (Hg.), *Die Deutsche Bank 1870-1995*, München 1995.
- DSGV (Hg.), Standortbestimmung. Entwicklungslinien der deutschen Kreditwirtschaft, Stuttgart 1984.
- Wehber, Thorsten, Gewährträgerhaftung und Anstaltslast. Ein historischer Überblick, in: *Zeitschrift für das gesamte Kreditwesen*, 58.Jg., Ht.14, 2005, S.752-754.
- -石坂綾子「ドイツ連邦銀行制度の成立過程 (1945-1957): 中央銀行の独立性と連邦的性 格をめぐって」『土地制度史学』第 40 卷第 2 号、1998 年 1 月、1-17 頁
- -高橋岩和『ドイツ競争制限禁止法の成立と構造』三省堂、1997年
- -出水宏一『戦後ドイツ経済史』東洋経済新報 社、1978年
- -古内博行『現代ドイツ経済の歴史』東京大学 出版会、2007 年
- -矢後和彦「問題提起――本当に『危機』なのか、本当の『危機』はどこにあるのか――」(矢後和彦編『システム危機の歴史的位相――ユーロとドルの危機が問いかけるもの――』蒼天社出版、2013年4月、9-24頁)
- 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線) 〔雑誌論文〕(計1件)

① <u>三ツ石郁夫</u>(単著)「戦後西ドイツ高度成長期における銀行業の再建と競争――『銀行業における競争の歪み調査』の背景と帰結――」(『彦根論叢』第 394 号、2012 年 12 月、174-188 頁)

[学会発表](計0件)

[図書] (計0件)

[産業財産権]

- ○出願状況(計0件)
- ○取得状況(計0件)

[その他]

ホームページ等

① 論文オンラインジャーナル http://www.biwako.shiga-u.ac.jp/eml/Ron so/394/mitsuishi.pdf

- 6. 研究組織
- (1)研究代表者

三ツ石 郁夫 (MITSUISHI IKUO) 滋賀大学・経済学部・教授 研究者番号: 50174066

- (2)研究分担者なし
- (3)連携研究者なし